

(別紙 1)

重要事項説明書
(訪問介護、第一号訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護、第一号訪問介護提供開始にあたり、介護保険法にて当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	中津川ナーシングピア訪問介護センター
法人所在地	岐阜県中津川市茄子川 1 6 8 3 - 1 2 4 7
法人種別	医療法人 みらい
代表者名	蟹江 治郎
電話番号	0 5 7 3 - 6 8 - 7 8 8 1

2 ご利用事業所

施設の所在地	岐阜県中津川市茄子川 1 6 8 3 - 1 1 9 6
管理者	吉田 美紗子
電話番号	0 5 7 3 - 6 8 - 7 8 8 9
F A X 番号	0 5 7 3 - 6 8 - 7 8 9 1

3 事業の目的と運営方針

目的	訪問介護、第一号訪問介護運営規程第 1 章（事業の目的）第 1 条参照
運営方針	訪問介護運営規程、第一号訪問介護第 1 章（運営の方針）第 2 条参照

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日迄（但し、年末 2 9 日～年始 3 日は休み）
営業時間	早朝 6 時～8 時、昼間 8 時～1 8 時、夜間 1 8 時～2 2 時、深夜 2 2 時～翌朝 6 時の 2 4 時間体制

5 ご利用料 【】内表記は2割負担の場合

身体介護	20分未満	179円/回【358円/回】
	20分以上～30分未満	268円/回【536円/回】
	30分以上～1時間未満	426円/回【852円/回】
	1時間以上～1時間半未満	624円/回【1,248円/回】
	1時間半以上～2時間未満	714円/回【1,428円/回】
生活援助	20分以上～45分未満	197円/回【394円/回】
	45分以上～	242円/回【484円/回】
身体・生活	身体1生活1	340円/回【680円/回】
	身体1生活2	411円/回【822円/回】
	身体2生活1	497円/回【994円/回】
緊急加算	計画外緊急訪問介護	100円/回【200円/回】
初回加算	初回の訪問介護等	200円/月【400円/月】
夜間割増料金	PM 6時～PM10時	所定金額×0.25増し
早朝割増料金	AM 6時～AM 8時	所定金額×0.25増し
深夜割増料金	PM10時～AM 6時	所定金額×0.50増し
第一号訪問介護	1割	(Ⅰ) 1,176円/月 (Ⅱ) 2,349円/月 (Ⅲ) 3,727円/月
	2割	(Ⅰ) 2,352円/月 (Ⅱ) 4,698円/月 (Ⅲ) 7,454円/月
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	総単位数×交付率(24.5%)【2割負担の場合は2倍】	

キャンセル料	利用当日（前日も含む場合あり）の取り消しについて（体調の変化などの緊急時は除く） 利用料の1割～4割
--------	---

6 職員の体制

従業員の種類	員数		区分		保有資格
訪問介護員	1名	7名	常勤	非常勤	介護福祉士 1級ヘルパー 2級ヘルパー

7 職員の勤務体制

従業員種類	勤務体制
訪問介護員	毎週月～日曜日 早朝6時～8時。昼間8時～18時。夜間18時～22時。深夜22時～翌朝6時 24時間電話連絡体制をとっております。

8 サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提とします。）

サービスの種類	内容
生活援助	掃除・片づけ（部屋・トイレ・風呂・ポータブル便器の清掃、食後の片づけ） 洗濯（洗う、干す、片づけ——本人の物） 買い物（食材の買い物、日常生活必需品買い物） 調理（朝、昼、夜の食事の調理）、薬の受け取り
身体介護	体位交換、排泄交換（陰部洗浄、オムツ・パット交換）、更衣介助、 清拭（全身・部分・手足浴）、入浴介助、食事介助、散歩介助（外気浴） 移乗介助、起床・就寝介助（シーツ・タオル交換）等
第一号訪問介護	第一号訪問介護計画に添った生活全般の支援
◎おことわりしている事 ・外仕事（草取り等） ・犬の散歩、ペットの世話等 ・マッサージ ・年末の大掃除 ・医療行為（家族の手伝いは可） ・金銭の管理 ・窓ガラス拭き ・ヘルパー車への同乗	

*その他、日常生活に必要な物品は全てご利用者の負担となっておりますので、ご了承下さい。

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施した直近の年月日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2 なし		

10 苦情申立窓口

当事業所サービスにつきまして、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、

- ・当事業所相談室（電話0573-68-7889）（吉田）
- ・お住まいの市役所（中津川市0573-66-1111・恵那市0573-26-2111）
- ・国民健康保険連合会（058-275-9825）

までお電話下さい。責任を持って、調査・改善させていただきます。

11 緊急時における対応

訪問介護、第一号訪問介護の実施中に、ご利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者及びサービス提供責任者より緊急連絡先に連絡します。